

裁 判 所	仙台高等裁判所
事 件 番 号	令和6年(行コ)第3号
事 件 名	更正処分取消請求控訴事件
判決年月日	令和6年6月4日
判 示 事 項	法人の代表者以外の役員又は従業員が隠蔽又は仮装行為を行った場合における、国税通則法68条1項該当性
判 決 要 旨	申告納税制度の実効性を確保するという重加算税制度の趣旨及び目的に照らせば、法人の代表機関である代表者自身や、これに準ずる地位にある者が隠蔽仮装行為を行った場合にとどまらず、法人における当該行為者の地位や役職、付与された権限と裁量の範囲、担当する業務の内容とそこでの役割等の事情を踏まえ、法人内で相応の地位と権限を有する者が、その権限と裁量を利用して、法人の業務として行った隠蔽仮装行為であると認められる場合には、特段の事情がない限り、納税者たる法人の行為として評価するのが相当であって、国税通則法68条1項に規定する重加算税の賦課要件を満たす。
事案の概要	電気工事業等を営むX株式会社(以下「X社」という。)は、その総勘定元帳に土木工事業を営む株式会社A(以下「A社」という。)に対する外注費として計上した支出について、平成24年9月期から平成29年9月期までの各事業年度(以下「本件各事業年度」という。)の法人税及び平成25年9月課税事業年度から平成29年9月課税事業年度までの各課税事業年度(以下「本件各課税事業年度」という。)の復興特別法人税又は地方法人税の計算上、これを損金の額に算入するとともに、平成24年9月課税期間から平成29年9月課税期間までの各課税期間(以下「本件各課税期間」という。)の消費税等の申告に当たり、これを課税仕入れに係る支払対価の額に算入して申告した。これに対し、仙台北税務署長事務承継者仙台中税務署長(処分行政庁)は、申告されたA社に対する外注費の一部は、X社の従業員であったB、C、D及びE(以下「Bら」という。)が、A社の代表取締役であるFと共謀して行った工事代金の水増し請求によるものであり(以下、この水増し請求に係るBらの行為を「本件不正行為」という。)、当該外注費のうち水増し金額分は、役務の提供を受けた対価とは認められないから、これを損金に算入することも、課税仕入れに係る支払対価の額に算入することもできず、法人税の計算上、本件不正行為により生じた損失は、本件各事業年度の損金に算入され、当該損失に対応する損害賠償請求権は、当該損失が生じた事業年度の益金に算入されるなどとして、①本件各事業年度の法人税の更正処分、②平成25年9月課税事業年度及び平成26年9月課税事業年度の復興特別法人税の更正処分、③平成27年9月課税事業年度から平成29年9月課税事業年度までの地方法人税の更正処分、④本件各課税期間の消費税等の更正処分、⑤本件各事業年度の法人税、本件各課税事業年度の復興特別法人税又は地方法人税及び本件各課税期間の消費税等の各重加算税賦課決定処分を行った。そこで、

	X社は、上記①ないし⑤の各処分を不服として、①ないし④の各処分の一部及び⑤の処分の全部の取消しを求めて提訴した事案である。
訟務月報	71巻2号